

◎指標を設定することができない場合の把握方法

①指標を設定することができない理由

本事業は、飲酒運転等悪質性・危険性の高い交通違反を取り締まることにより、重大交通事故の発生を抑止することを目的として取り組む事業であることから、指標を設定するのは困難である。

②見込まれる効果及び具体的な把握方法（データの出典含む）

交通事故の発生件数に占める飲酒運転事故の割合や飲酒運転の検挙件数により把握できる（警察調べによる統計）。

4 中間評価

(1) 必要性（現状の課題に照らした妥当性）

判定	a	理由	県民を悲惨な交通事故から守るため、悪質かつ危険性の高い飲酒運転や著しい速度超過違反等に対する県民の取締り要望は高く、県民のニーズに応えるためには、交通指導取締資機材を効果的に活用した交通指導取締り活動を継続して推進する必要がある。
----	---	----	---

（判定基準） a：必要性が高い b：一定の必要性がある c：必要性が低い

(2) 有効性（事業目標の達成状況）

※指標設定ができない場合「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	b	理由	交通指導取締資機材等を整備し、高度な取締用機器を運用することにより、飲酒運転や速度超過等の悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反を立証し、効果的に取り締まることが可能であり、交通事故抑止に資する交通指導取締りを実現することができる。
----	---	----	--

（判定基準） a：有効性が高い（達成率が100.0%以上） b：一定の有効性がある（a、c以外の場合） c：有効性が低い（達成率が80.0%未満）

(3) 効率性（限られた予算で効果を発揮するために努力した内容）

判定	a	理由	適正かつ効果的な交通取締りを行うことで、ドライバーの規範意識の向上が図られるなど、県民の安全安心につながる。また、限られた人員で高い交通事故抑止効果が期待でき、費用対効果の面からも妥当性が認められる。
----	---	----	--

（判定基準） a：効率性が高い b：一定の効率性がある c：効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前回結果	B
----	---	------	---

【総合評価の判定基準】

「A」：「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」：「A」「C」以外の判定のもの

「C」：「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

飲酒運転等悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の取締りについては、体制の強化及び取締り用資機材の整備を行うことにより、県民の取締り要望に応える必要がある。しかし、各種取締り用資機材の経年劣化が著しいほか、破損や故障が多発しており、昨今の交通情勢の変化や県民の要望に応えるのが困難な状況になってきている。

(2) 今後の対応方針

危険運転致傷罪の改正など悪質性、危険性及び迷惑性の高い交通違反の取締りを強化が求められている中で、本事業は安全・安心な交通環境が醸成されるほか、重大交通事故の抑止にもつながるため、交通指導取締資機材などを活用した効果的な交通指導取締りを継続的に推進し、交通事故の総量抑制及び交通死亡事故抑止を図っていく。

6 事後評価

(1) 有効性（事業目標の達成状況）

※指標設定ができない場合「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

（判定基準） a：有効性が高い（達成率が100.0%以上） b：一定の有効性がある（a、c以外の場合） c：有効性が低い（達成率が80.0%未満）

(2) 効率性（限られた予算で効果を発揮するために努力した内容）

判定		理由	
----	--	----	--

（判定基準） a：効率性が高い b：一定の効率性がある c：効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

「A」：「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」：「A」「C」以外の判定のもの

「C」：「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--